

## 川口市就学援助における新入学用品費の入学前支給について

川口市教育委員会

令和6年4月 中学校入学生の保護者のかたを対象に、就学援助制度における新入学用品費の入学前支給を行います。(申請が必要です。申請後に所得の審査があります)

### ◎支給の対象となるかた (次の①～④すべての要件を満たすかた)

#### ①申請時に川口市に居住しており、かつ令和6年4月以降も継続して居住する

- ・入学式前に川口市外に転出するかたは、転出先の市区町村教育委員会にご申請ください。支給後にやむを得ず市外へ転出された場合、返金いただくか、二重支給を防止するため、川口市において支給を行った旨を転出先自治体に通知いたします。

#### ②令和6年4月に国立・県立・市立の中学校に入学予定である

- ・国立・県立の中学校に入学する可能性のあるかたも、認定の条件を満たしていれば川口市就学援助の対象となります。国立・県立の中学校に入学が決定した時点でご申請ください。(申請書を提出する場合は、事前に川口市指導課までご連絡ください)
- ・私立の中学校は、就学援助制度対象外です。私立の中学校に入学する可能性のあるかたは、国・県・市立の中学校に入学が決定した時点でご申請ください。支給後に国・県・市立の中学校に入学しなかった場合は、返金していただくことになります。

#### ③令和6年4月1日時点において、川口市の就学援助の受給対象者となる認定の条件を満たしている

- ・生計が同一のかた全員の令和4年中の合計所得が、就学援助の認定基準額を下回ること。
- ・生計が同一のかた全員の年齢構成は、令和6年4月1日を基準とします。
- ・認定となる所得のめやすにつきましては、《就学援助のお知らせ》をご覧ください。

#### ④転入等により、他自治体から新入学用品費を支給されていない

- ・川口市に転入する前に居住していた自治体から支給されているかたは、対象外となります。

### ◎申請方法 (入学前に早期に支給を受けたい場合)

令和 年 月 日( )までに、必要書類を、在学中の川口市立の小学校に提出してください。※締切日は学校ごとに設定。

- ・上記の期限を過ぎても、最終期限の令和6年4月8日(月)までは、随時申請を受け付けますが、その場合、認定者への支給は、令和6年3月以降となります。
- ・令和6年4月9日(火)以降に就学援助の申請をされたかたは、新入学用品費の支給対象外です。
- ・国立・県立の中学校に入学する可能性のあるかたは、入学が決定した時点でご申請ください。(申請書を提出する場合は、事前に川口市指導課までご連絡ください)
- ・必要書類につきましては、《就学援助のお知らせ》をご覧ください。

#### <現在就学援助が認定となっているかた>

現在、小学6年生で就学援助が認定となっているかたは、新規の申請は必要ありませんが、令和5年12月中旬に、「中学校進学に伴う異動報告書の提出に関するお知らせ」及び異動報告書を配付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

裏面へ続く

## ◎支給額・支給日等（予定であり、変更となる場合もあります）

支給額：47,400円

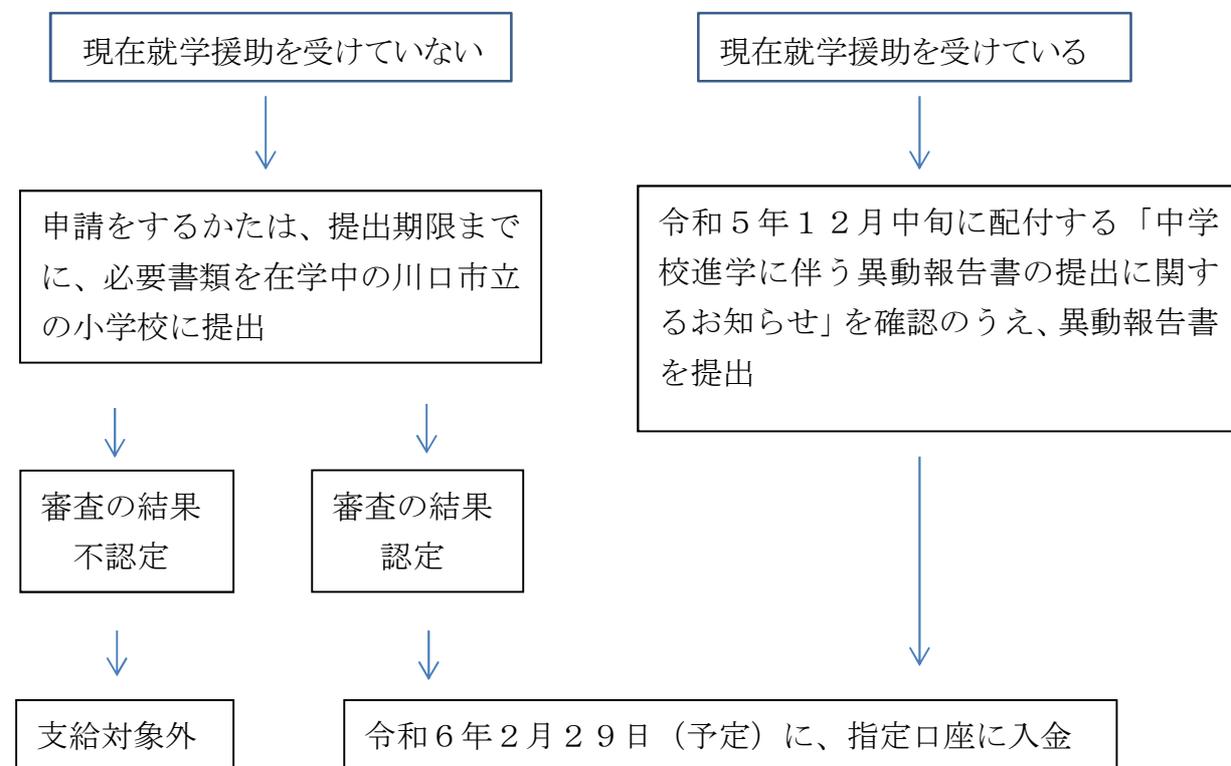
支給日：令和6年2月29（木）

支給方法：指定口座に振込み

## ◎留意事項

- ①様式第1号「就学援助新規申請書」の「就学または就学予定校」欄に、現在在学中の小学校とともに、進学予定の中学校を併記してください。
- ②新規に就学援助を申請されたかたの審査結果（認定または不認定）の通知は、学校を通じてお渡しいたします。  
※現在就学援助が認定となっているかた（異動報告書を提出されるかた）へは、改めて審査結果の通知はいたしません。
- ③入学前に就学援助の認定を受けたかたは、継続して令和6年4月から6月の就学援助が受けられますので、改めて入学後に申請手続きを行う必要はありません。  
※ただし、令和4年中の所得により認定となるのは、令和6年4月分から6月分までです。7月分以降につきましては、令和5年中の所得により、あらためて審査し、**審査結果（認定または不認定）をお送りいたします。審査に必要となる書類について、後日提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。**

### 新入学用品費 入学前支給の流れ



問い合わせ先：

川口市教育委員会 指導課 庶務係

電話 048-259-7663